

報 告 書

平成 20 年 10 月

足場からの墜落防止措置に関する調査研究会

第1章 調査研究会の概要

1-1 調査研究会設置要綱

本調査研究会の設置要綱は次のとおり。

「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」設置要綱

1 趣旨・目的

さらなる墜落防止対策の強化を図るため、足場の墜落防止措置の現状、手すり先行工法の普及状況及び問題点、外国の規制の状況等を調査し、実態の分析と対策策定のための所要の検討を行う。

2 検討項目

(1) 墜落防止措置の強化対策について

手すりの高さ、中さん・幅木等の導入等、技術進歩等に対応した墜落防止措置の強化対策について検討する。

(2) 足場組立工法のあり方について

墜落防止措置の強化を図るため、技術進歩に対応した足場組立工法のあり方について検討する。

(3) 足場安全点検について

より良い足場安全点検の方策について検討する。

3 調査研究会の設置と検討等

学識経験者等をメンバーとする調査研究会を設置し、月1～2回程度の頻度で開催することとし、当該研究会の庶務は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所において行う。

なお、検討に当たっては、必要に応じ、現状把握のための書面調査、メンバー以外の専門家等からの意見聴取を行うものとする。

1-2 調査研究会のメンバー

本調査研究会のメンバー等は次のとおり。

メンバー等一覧 (五十音順、敬称略、〔〕は設置時点)

区分	氏名	所属等
学識経験者	三浦 裕二 〔座長〕	日本大学名誉教授
	河尻 義正	(財)安全衛生技術試験協会参与
	北山 宏幸	前(社)日本クレーン協会会长 [(社)日本クレーン協会会长]
	高橋 元	建設業労働災害防止協会理事・技術管理部長
	藤澤 好一	芝浦工業大学名誉教授
仮設業界	鈴木 芳美 〔尾添 博〕	(社)仮設工業会会长
	小野 辰雄	全国仮設安全事業協同組合理事長
	関山 正	(社)軽仮設リース業協会会长
ユーザー	大槻 誠治	(社)全国中小建築工事業団体連合会専務理事
	加藤 正勝	前田建設工業(株)安全環境本部安全環境部長 ((社)建築業協会推薦)
	才賀 清二郎	(社)建設産業専門団体連合会会长
	堺 和雄	ユニバーサル造船(株)人事部安全衛生統括 ((社)日本造船工業会推薦)
	八木 通俊 〔菅原 清志〕	大豊建設(株)安全品質環境部長 ((社)全国建設業協会推薦)
	中部 邦昭	あいおい損害保険(株)市場開発部技術顧問 ((社)住宅生産団体連合会推薦)
	野中 格	(株)熊谷組安全環境統括部長 ((社)日本土木工業協会推薦)
	前川 邦男	大成建設(株)安全・環境本部安全部長 ((社)日本建設業団体連合会推薦)
行政	石崎 仁志 〔鵜沢 哲也〕	国土交通省総合政策局建設市場整備課長 〔国土交通省総合政策局建設振興課長〕
	平野 良雄 〔高橋 哲也〕	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
オブザーバー	坂本 努	国土交通省住宅局住宅生産課長
	前川 秀和	国土交通省大臣官房技術調査課長
	谷脇 曜光市 〔吉田 光市〕	国土交通省総合政策局建設業課長

第3章 足場からの墜落災害等を防止するための今後の対策について(提言)

次の観点を踏まえ、足場からの墜落災害等を防止するための対策を充実・強化すべきである。

(1) 國際的に遜色のない基準とする。

(2) 災害の発生状況を踏まえ、対策の充実を図る。

過去5年間、手すり等が設けられていたにも拘わらず、足場から墜落した死亡災害68件のうち、単管手すりの下から墜落18件、交さ筋かいの下部のすき間から墜落25件である。なお、その他は、不安全行動、無理な姿勢によるものである。

3-1 足場からの墜落防止措置等の充実の考え方

(1) 現行労働安全衛生規則の足場の手すり等の規定及び物体の落下による危険の防止の規定について、次により充実・強化する。

ア 労働者の墜落防止関係

(ア) 単管足場等

手すり(高さ85cm以上)及びさん(高さ35cm～50cmの位置)を義務付ける。(同等の措置を含む。)

(イ) わく組足場

交さ筋かいに、さん(高さ15cm～40cmの位置)又は幅木(高さ15cm以上)の設置を義務付ける。(同等の措置を含む。)

※ 足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくらないよう設置することを指導する。

イ 物体の落下防止関係

幅木(高さ10cm以上)、防網又はメッシュシートの設置等を義務付ける。

(2) 単管足場等については、上記(1)の措置に加え幅木を設置することが、わく組足場については、上記(1)の措置に加え上さんを設置すること(二段手すり及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用足場型の足場の設置を含む。)が、墜落災害を防止する上でより安全な措置である旨を示す。その際、足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくらないように設置すべきことも併せて示す。

- (3) 足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、3年後を目途に、今回の措置の充実の効果等を検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨を示す。

3-2 足場組立工法のあり方についての考え方

「手すり先行工法に関するガイドライン」について、次により、手すり先行工法の一層の普及・定着を図るべきである。

(1) 「手すり先行工法に関するガイドライン」の改正

足場からの墜落防止措置の改正に併せて、「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」の上記3-1の(2)の内容を踏まえ、ガイドラインの一部を改正する。

なお、ガイドラインの適用対象は、足場の設置を必要とする建設工事の全てであることを明らかにする。

(2) 「手すり先行工法安全対策推進事業」の推進

手すり先行工法の民間工事での採用を促進するため、事業内容、対象現場数を充実・拡大した「手すり先行工法安全対策推進事業」を推進する。

(3) 措置の見直し

足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、3年後を目途に、今回の措置の充実の効果等を検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨を示す。

3-3 足場の安全点検を充実する考え方

足場の安全を確保するためには、点検は必要不可欠であり、足場の点検結果を記録し、保存することは有効であることから、次により、足場の組立て・変更時の点検を充実するとともに、作業開始前の点検を義務付けるべきである。

(1) 足場の組立て・変更時点検の充実

- ・ 現行法令では、事業者又は注文者（元請）に点検を義務付けているが、引き続き、事業者又は注文者に義務付ける。
- ・ 現行法令では、点検結果の記録の義務付けはないが、当該足場を用いる仕事が終了するまでの間、記録し保存することを義務付ける。

- ・ 点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名することを指導する。
- ・ 点検については、点検者の職氏名を記入できるようにした足場の種類別のチェックリストの例を示すとともに、事業者がそれを参考に使用する足場の種類・機材に応じたチェックリストを作成して点検を行うよう指導する。

(2) 作業開始前点検の義務化

- ・ 現行法令では、規定はないが、足場における作業を行うときは、作業を行う足場の部分について、作業を開始する前に、手すり等の取り外し及び脱落の有無を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修することを義務付ける。
- ・ 点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名するよう指導する。

(3) 措置の見直し

- ・ 足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、3年後を目途に、今回の措置の充実の効果等を検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨を示す。

3-4 その他

足場と同様の墜落災害防止措置の規定がある架設通路及び作業構台についても、手すり及び点検の規定について上記3-1及び3-3と同様の充実・強化を図る。